

令和4年6月27日
太田川河川事務所

太田川河川事務所SNS（Twitter、Instagram）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、太田川河川事務所が取得した公式SNSアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式SNSアカウントの運用は、太田川河川事務所が管理する太田川水系及び小瀬川水系における出水時の防災情報及び広報的内容を流域住民等に広く提供することを基本ポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) SNS：ユーザーが「Twitter、Instagram」を投稿し、情報を共有できるソーシャルネットワークサービス
- (2) 公式SNS：太田川河川事務所が設置・運営するSNSユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント：SNSを運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) フォロー：他のユーザーの投稿を自動受信するように設定すること。
- (5) コメント：SNSを使っているユーザーの投稿に返信すること。
- (6) メッセージ：特定のユーザーへ直接メッセージを送る機能

4. 運用方法

公式SNSの運営主体は太田川河川事務所、アカウントの管理は調査設計課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ①【防災情報】氾濫発生情報など
- ②【広報的内容】記者発表、取組内容など

発信する情報の範囲については、以下のとおりとする。

太田川水系の直轄管理区間
小瀬川水系の直轄管理区間

(2) SNS投稿文の作成担当

発信内容の情報を担当する太田川河川事務所各課・各出張所

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、太田川河川事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式SNSアカウントで投稿する。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式SNSアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローやコメント、メッセージは行わないものとする。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式SNSアカウントのプロフィールに太田川河川事務所公式ウェブサイト（以下、事務所ウェブサイト）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、SNSのユーザー名を事務所ウェブサイトに明示する。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 投稿に記載するリンク先

URL短縮サービスにより短縮したURLは、リンク先の本来のドメイン名が表示されず、利用者がドメイン名を判断材料にしてリンク先の安全性を確認することができなくなるため、URL短縮サービスは、原則使用しない。

投稿に記載するリンク先は、原則、国土交通省所管のホームページ・ウェブサイトとする。ただし、特定の業者の利益にならず（例：公共事業に対する取り組みを紹介するためのコンテンツとして使用する等）、かつその管理者に許可を得ている場合に限り、一般企業のリンク先を記載することができるものとする。

なお、政府機関のアカウントにおいて、第三者アカウントの投稿の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載することは、当該の投稿やページの内容を信頼性のあるものとして認めていると受け取られることや、リンク掲載後に当該の投稿やページの内容が変更される可能性があることを考慮した上で、慎重に行う。

(8) 状況の監視

運用するSNS画面の状況について、異常がないか適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所ウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて予告なく変更する場合がある。

6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営する。

公式SNSについて、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。